

小作争議調査表

No. 104

(月報番號 第八號)

(昭和九年十月分)

場 所 山形縣西南村大字東園	發 生 昭和九年一月三十日	終 熄 昭和九年一月三日
	關係人員 地主 江口源次 小作人 杉本防子即、山、一、五	關係地 種類面積 一町一反九畝
地 主 關 係 團 體 十	原 因 該地村區神ノ境内の杉本、杉地を以て、約束の元は五畝十束と区違を以て、地主が放任し、或る日杉本昭六可成り五ヶ年同作料納付し地主が管領に成るに因り。	要 求 事 項 地帯納小作料請求
經 過 地主が人を介し、同地解決を願うたが、小作人は此の爲に拒絶し、成せりと有り、地主は土地引換の態度に成るとし、左、七、大官廳其他の事情より、小作料半減を以て解決せしめ、地主と白覚し、大讓步結果、同地解決せり。		
結 果 半額小作料と半減即 並割		

財團 協調會 福岡出張所

備 考